

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年7月31日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

平成31年度 第1回分

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>総 務 部</p> <p>企画管理室</p>	<p>令和元年 7月26日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の広告掲載契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 131,220円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な時期に支出負担行為を行うよう事務の進捗管理を徹底し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>法務文書課</p>	<p>令和元年 7月26日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 145,920円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは、支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 29,160円）では、それを行わないまま契約をしていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>令和元年度における支出負担行為手続に当たっては、遅延することのないよう、速やかに行なった。また、契約の締結時は、内容を十分確認するとともに、適正な事務手続を経るよう、課内において周知徹底している。</p> <p>今後も、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>
<p>行政経営・ファシリティマネジメント課</p>	<p>令和元年 7月25日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>今回指摘のあった備品購入に係る支出負担行為事務について、契約時の支出負担行為手続によるべきところ、納品後の支</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 15,120円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>未収金対策について</p> <p>未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生の抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル（債権整理編）」「支払督促申立の手引き」を作成するなど、未収金を所管する所属の債権回収を支援する取組を行っている。平成30年度では多額の未収金を所管する課に対しヒアリングを実施し、未収金削減の課題の把握に努めるとともに、適正な債権管理を求めている。</p> <p>しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は平成30年度末において総額で41億9,795万円と多額であり、中小企業高度化資金貸付金等で減少している一方で、修学支援貸付金等で増加している。</p> <p>未収金の解消は財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（意見事項）</p>	<p>出負担行為兼支出命令書による手続と誤認したことが原因であるため、今後同様の事案が発生しないよう、改めて物品購入事務の確認フローや「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」を課員に周知徹底するとともに、決裁過程における二重チェックを徹底するなどチェック体制の強化を図り、支出負担行為事務の適正な執行に努めている。</p> <p>未収金対策については、引き続き「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促すとともに、未収金対策推進連絡会議を開催し、債権回収の取組について報告を求め、情報共有を行った。また、回収困難な債権についての弁護士相談や、職員を対象に適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するため、グループワークを取り入れたより実践的な研修を実施した。</p> <p>一方で、債務者の納付の利便性向上と債権回収の促進を図るため、ATM等から口座振込ができる納付方法の導入を促す取組や、徴収事務の外部委託について、長期継続契約により年度の切れ目なく継続的に徴収事務を行ったことにより、債権回収に一定の効果がでてきている。</p> <p>今年度は、各債権の状況・理由（時効到来・未到来、支払有・無、所在判明・不明、資力有・無等）をより詳細に把握し、その結果を踏まえて、回収可能な債権は支払督促申立等による回収を促進し、回収不可能な債権については不納欠損処分を行うなど、適切な債権管理を強化している。</p> <p>また、歳入の確保と公平性の観点を踏まえ、債権管理条例の制定等、より効果的、効率的な債権管理手法の検討を行っている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務厚生センター	令和元年 7月26日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計 2,880,284円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 149,040円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>く。</p> <p>今後も、法的措置の活用や民間活力を導入した回収の推進等、庁内全体で未収金削減に向けた取組を総合的に実施していく。</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延に関する今回の不適切な事務執行について、所内係長会議(予備監査実施後の3月、異動後の4月、新年度会計開始の5月、本監査後の8月)で情報共有し、事務処理に関し再確認を行った。また、再発防止を目的として、総務厚生センター各事業における会計進捗状況一覧を作成し、会計処理の進捗状況の把握を行っている。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
財政課	令和元年 7月25日	<p>予算の配当の遅延について</p> <p>予算執行に当たって、部局長は予算の配当を受け、支出負担行為担当者が、委託料、工事請負費等については、業務実施前に支出負担行為を行い、その内容について会計管理者等に協議するなどすることとなっている。</p> <p>管財課及び情報システム課が実</p>	<p>管財課及び情報システム課と協議・調整した上で、奈良県予算規則に基づく歳出予算配当要求書等の提出を受け、適時に予算の配当の事務を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>施した新年度の組織変更に対応するための庁内改修等委託契約6件（契約額合計 5,039,366円）について、予算に関する事務等を所掌する財政課は業務実施前に予算の配当の事務を行うべきであるのに、業務完了後に行っていたため、上記6件の契約に係る支出負担行為が業務完了後に行われていた。</p> <p>業務完了後の予算の配当では、両課が適時適切に支出負担行為等の事務処理を行うことができないことから、今後は、奈良県会計規則等に基づき適切な事務処理を行うことができるよう、財政課は、両課と十分協議、調整した上で、奈良県予算規則等に基づき、適時に予算の配当の事務を行うべきである。（指摘事項）</p>	
税務課	令和元年 7月25日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税の徴収の強化にも努めている。このことにより、平成30年度の県税徴収率は、平成29年度に比べ0.2ポイント上昇し98.0%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ平成30年度末で約22億9,438万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）</p>	<p>県税収入未済額の67.0%（平成30年度実績）を占める個人県民税について、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収を実施し、また、平成30年度より滞納徴収員を採用し市町村と県による協働徴収を実施し徴収強化に努めているところである。</p> <p>また、自動車税の種別割（令和元年9月までは自動車税。以下同じ。）など県税の徴収対策について、各税事務所において徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、特に自動車税の種別割について、預金差押を強化する取組を進め、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。（令和元年度11月末の自動車税の種別割の徴収率は昨年度同期比0.3%上昇）</p> <p>今後も、差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計 43,735,183円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 702,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>徴収率についても、その向上に努める。(令和元年度11月末の県税全体の徴収率は昨年度同期比0.3%上昇)</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行うよう事務の進捗管理を徹底し、適正な事務の執行に努める。</p>
管財課	令和元年 7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残高は51,795円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効</p>	<p>郵便切手の購入検討時に残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、切手をこまめに購入をし、1回ごとの購入額を小さくするなど、切手の保有を必要最小限にするよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が21件(契約額等合計 49,000,581円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が15件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件(契約額合計 32,076,084円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行うとともに、契約案件ごとに支出負担行為及び契約書の作成予定日等を入力したエクセルデータ表を作成し、スケジュール管理を徹底することにより支出負担行為及び契約書の作成事務の適正な執行に努める。</p>
<p>地域振興部</p> <p>国際芸術家村整備推進室</p>	<p>令和元年 8月6日</p>	<p>業務委託に係る契約保証金の不適切な取扱いについて</p> <p>業務委託に係る契約保証金について、保険会社と受注者との履行保証保険契約の証券作成日よりも前に、契約保証金を免除し、業務委託契約を締結している事例1件</p>	<p>営繕工事等の業務を受託する県有施設営繕課と情報共有を図り再発防止に努めるとともに、会計事務の手引き(契約保証金)を室内で共有し、支出負担行</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>(契約額 199,000,800円に対する契約保証金 19,900,080円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 7,624,800円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>	<p>為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
市町村振興課	令和元年 8月5日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 3,694,998円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約</p>	<p>職員に支出負担行為が重要な手続であることを再認識させ、以後の選挙事務においては、適時に手続を行っている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 2,840,130円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
地域政策課	令和元年 8月6日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 434,160円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化振興課	令和元年 8月5日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 43,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づく、支出負担行為事務の適正な執行のため、業務担当職員において業務ごとの執行スケジュール表を作成し、適切に業務を進めるとともに、管理担当職員において、契約案件、契約時期等を一覧できる執行管理表を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
文化資源活用課	令和元年 8月5日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 327,726円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
教育振興課	令和元年 8月5日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 2,000,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p data-bbox="153 241 387 275">観 光 局</p> <p data-bbox="196 315 387 454"> ならの観光力 向上課 インバウンド ・宿泊戦略室 </p>	<p data-bbox="411 315 579 383"> 令和元年 7月26日 </p>	<p data-bbox="603 315 1034 383"> 支出負担行為及び変更契約書の作成の遅延について </p> <p data-bbox="603 389 1034 981"> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額等合計173,323,530円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 </p> <p data-bbox="603 987 1034 1193"> うち1件は、長期継続契約について、契約内容の変更が発生しており、遅滞なく変更契約書を作成する必要があったのに、支出負担行為と同様に変更契約書の作成を遅延していた。 </p> <p data-bbox="603 1200 1034 1442"> 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 </p> <p data-bbox="874 1449 1010 1480">(指摘事項)</p>	<p data-bbox="1058 389 1441 521"> 支出負担行為の遅延及び変更契約書の作成の遅延に関する今回の不適切な事案について課内で情報共有を行った。 </p> <p data-bbox="1058 528 1441 837"> さらに、契約案件、契約時期を一覧できるスケジュールを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備するとともに、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務処理に努める。 </p>
<p data-bbox="153 1480 387 1514">福 祉 医 療 部</p> <p data-bbox="196 1554 339 1588">企画管理室</p>	<p data-bbox="411 1554 579 1621"> 令和元年 6月11日 </p>	<p data-bbox="603 1554 1034 1588"> 支出負担行為の遅延について </p> <p data-bbox="603 1594 1034 1973"> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額136,404円)認められた。 </p> <p data-bbox="603 1980 1034 2040"> 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な </p>	<p data-bbox="1058 1594 1441 1760"> 今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、契約に係る支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行に努める。 </p> <p data-bbox="1058 1767 1441 1899"> 指摘のあった長期継続契約の使用料及び賃借料については遅滞なく平成31年度支出負担行為を行った。 </p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>予算の再配当の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、平成30年度の介護保険課における賃貸借契約について、予算計上課である福祉医療部企画管理室からの予算の再配当が1か月以上遅延したことにより、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額136,404円)認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に遅延等の影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、契約に係る支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行に努める。</p> <p>指摘のあった予算配当の遅延については、当該事業の予算は企画管理室予算に計上しているため、配当は必要なくなったが、関係各課への予算再配当については適正に執行している。</p>
地域福祉課	令和元年 6月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計100,877,996円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の6件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>今後は契約を締結するときは遅滞なく支出負担行為を行うこととし、執行に当たっては契約事務のスケジュール管理の徹底やチェック体制を強化し、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
長寿・福祉人材確保対策課	令和元年 6月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 51,073,459円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が3件、②3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 50,637,459円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額合計 436,000円)では、契約締結時までに予算の流用等の手続により予算を確保していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、遅滞無く処理を行うよう、職員に周知徹底を図るとともに、職員相互に業務の進捗状況を定期的に確認し、所属長に報告することで、所属におけるチェック体制の強化を図った。</p>
障害福祉課	令和元年 6月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>今後同様の事例が発生することのないよう契約規則等の遵守に努め、担当者は、予算の執行状況に係るチェックリストを作</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 50,837,600円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>成し、定期的にほかの職員がその処理状況の確認を行うことにより内部統制の強化を図っていく。</p> <p>また、年度当初に起票・契約を要するものは、前年度中にチェックリストを作成し、年度末、年度初めの課内打合せ等で再確認をすることで、適正な事務手続を行っていく。</p>
<p>医療・介護保険局</p> <p>医療保険課</p>	<p>令和元年 5月31日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 511,199,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
介護保険課	令和元年 5月31日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額136,404円)認められた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化する。</p> <p>なお、指摘のあった賃貸借契約については、令和元年度の執行はない。</p>
こども・女性局 子育て支援課	令和元年 5月29日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は60,919円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>今後は郵便切手を優先的に使用することで、過大な保有を解消するとともに、計画的な購入により、郵便切手の保有を必要最小限にとどめる。</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成について、事業の進捗管理を複数で行うことで、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の遵守</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 892,296円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 842,400円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>を徹底し、遅延の発生を防止するための体制を整える。</p>
こども家庭課	令和元年 5月29日	<p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>ノートパソコンの賃貸借契約1件(予定価格 1,189,080円)において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円を超えているのに、誤って随意契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30</p>	<p>契約は入札によることが原則であることを踏まえ、会計局作成の「随意契約検討フロー」に基づき適切な契約手続きの徹底を行った。</p> <p>所掌する事業全体の支出負担行為決議書、契約書作成事務のスケジュールを一覧にし、同事務の適正な執行に努めるとともに、スケジュールを係内で共有し、相互のチェック体制の強化</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 2,033,200円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が3件、②8か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>登記手続の遅延について</p> <p>こども家庭課では、平成27年8月に中央こども家庭相談センターから平成25年度に取得した建物の登記のための登記嘱託申請依頼を受けたものの、具体的な事務処理を進めておらず、平成31年2月の予備監査実施時点で登記手続を完了させていなかった。このため、同センターでは当該建物を公有財産台帳に登録できない状態が続いていた。</p> <p>今後は、登記手続を完了できるよう中央こども家庭相談センターとも協力し、速やかに事務を進めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>を行った。</p> <p>平成31年4月以降、奈良法務局の指導を受けながら登記手続を進め、令和元年11月11日付で登記を完了し、公有財産台帳に登録を行った。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>青少年・社会活動推進課</p>	<p>令和元年 6月19日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理、複数職</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 5,928,236円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 4,574,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>員によるチェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
スポーツ振興課	令和元年 6月19日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 6,901,513円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理、チェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>6,745,993円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
人権施策課	令和元年 6月19日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 657,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理や、チェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
消費・生活安全課	令和元年 6月19日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行う</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理や、管理職員によるチェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>こととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計 5,957,640円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 2,547,330円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件（支出負担行為額 3,410,310円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該業務に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>等の適正な執行に努める。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>環境政策課</p>	<p>令和元年 6月10日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延していた事例が1件（支出負担行為額 957,528円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理や、チェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
廃棄物対策課	令和元年 6月10日	<p>奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するための振替通知書等の金額の誤りについて</p> <p>消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、平成30年3月27日の産業廃棄物処理業許可申請（産業廃棄物収集運搬業）1件に係る更新許可手数料について、73,000円と収入証紙収納簿に記載すべきであるのに、誤って、新規許可手数料の額81,000円を記載したため、証紙収納実績報告書で、平成30年1月から3月分までの金額を誤って報告していた。また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために会計局に提出する振替通知書でも金額を誤って通知していた。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料への振替額が、8,000円多くなっている、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>誤報告分の1件については、会計局の指導に従い、速やかに修正報告を行い、修正手を完了した。</p> <p>また、再発防止のため、関係規則を周知徹底し、以後の証紙収納事務については、複数の職員によるチェック体制を強化し、関係通知等に基づき、適正な処理を行っている。</p>
景観・自然環境課	令和元年 6月10日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている</p>	<p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理や、チェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 4,602,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	
<p>産業・雇用振興部</p> <p>産業振興総合センター</p>	<p>平成31年 3月19日</p>	<p>公有財産の有効活用について 産業振興総合センターが産業会館（大和高田市）に設けているビジネスインキュベーター施設は、平成30年11月30日時点で9室中3室しか入居者がおらず、平成29年度までの5年間においても利用実績は12室中2室を上回ることがなく、施設が十分に活用されていない状況となっている。公有財産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向け、その対応策を検討されたい。（意見事項）</p> <p>前渡資金の目的外使用について 公共料金の資金前渡による支払について、使用料及び賃借料であるNHK受信料の口座振替日を誤認して適時に交付を受けなかったため、役務費である電話料金のために包括前渡された資金で一時的に支払をしていた事例が1件（金額 13,990円）認められた。</p> <p>今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について コンプレッサーの賃貸借契約1件（予定価格 2,268,000円）において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円を超えているのに、誤って随意契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意</p>	<p>従来から県ホームページへの掲載、県広報誌等によるPR、ビジネスコンテスト参加者への入居案内等により入居者募集に取り組んでいる。これらの取組に加え、新たに創業支援機関が実施する起業セミナーでの入居案内説明、募集リーフレットの配布等を実施した。</p> <p>今後も引き続き、稼働率を上げるための効果的な取組を検討、実行する。</p> <p>前渡資金の目的外使用が発生しないよう、NHK受信料支払いのための口座を新たに開設した。</p> <p>再発防止のため、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるよう所内で再確認を行うとともに、契約方法について契約締結前に庶務担当及び出納員に事前検討を行うよう徹底した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計 2,530,555円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のものは6か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 1,974,312円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合100%のもの1件、県側損害額 1,749,983円)が認められた。</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成時期について、会計規則に基づき遅滞なく事務処理を行うよう管理職を含めて全職員に周知、徹底を図った。</p> <p>また、庶務担当者、係長、課長による事務処理の進捗管理を徹底した。</p> <p>当該職員に対し交通事故防止に係る指導を行うとともに、全職員に対し交通法規遵守、安全運転の周知徹底を図った。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>不適切な事案の再発を防止するため、所内で発生事案の情報を共有するとともに、庶務担当者、係長、課長による決裁チェック体制を強化した。今後も所内研修を実施するなど、内部統制の整備に取り組む。</p>
雇用政策課	令和元年 7月16日	<p>高等技術専門校の職業訓練委託契約に係る契約事務について 高等技術専門校では平成30年9月末時点で37件の職業訓練委託契約を締結しており、雇用政策課が業者選定、受講者の募集、決定、契約書案の作成等、当該契約締結に必要な事務を担っている。 雇用政策課では受講者が十分に確保できない場合には不足する受講者を確保するために必要な調整を行うなど、事務処理に時間を要しているため、高等技術専門校へ事務を引き継いだ時点で、高等技術専門校では適時に支出負担行為を行うことが困難となっており、平成30年9月末時点で16件の契約について、支出負担行為を行うこととされている時期から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた。今後は適正な契約事務を実施できるよう、その対応策を検討されたい。 (意見事項)</p>	<p>契約事務の遅延をなくすために、雇用政策課から高等技術専門校へ事務を速やかに引き継げるよう、契約事務進捗状況が確認できるファイルを作成し、職員相互が進捗状況を確認出来るよう情報共有を行った。 今後とも適正な事務執行に努める。</p>
農 林 部 マーケティング課	令和元年 7月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 169,874円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基</p>	<p>契約に際しての支出負担行為事務等の適正な執行について、担当課員に指導すると共に、管理職職員等による決裁過程におけるチェックを徹底し、適切な事務処理の遂行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
農業水産振興課	令和元年 7月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 1,000,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成について、適正な事務執行に努めるよう課内周知を行った。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、複数の担当者による業務の進行管理と確認を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
担い手・農地マネジメント課	令和元年 7月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 2,243,810円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後</p>	<p>今後は、所属におけるチェック体制として、スケジュール管理を強化するとともに、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計1,940,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
農村振興課	令和元年 7月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額等合計64,643,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額4,950,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>	<p>今回の注意事項について、全職員に周知・徹底を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制の強化を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
林業振興課	令和元年 7月23日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 260,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今回の注意事項について、課内で情報共有するとともに、複数の担当者による事務処理状況の確認を徹底するなど、今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
奈良の木ブランド課	令和元年 7月23日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(支出負担行為額合計 3,012,768円)認められた。</p> <p>また、上記の2件では、特にやむを得ない事情がないのに、平成</p>	<p>本事業のように予算の繰越や再配当を伴う案件について、計画的な事業執行ができるよう、関係課間での事務手続やスケジュールについての連絡調整、執行管理の徹底を図り、事務の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>30年度の業務開始日までに当該契約に係る予算の再配当を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
<p>森林整備課</p>	<p>令和元年 7月23日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が21件(契約額合計 129,630,830円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の21件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、全ての職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関連法令の周知徹底を図るとともに、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>会 計 局</p> <p>会計局</p>	<p>令和元年 8月8日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行う</p>	<p>今後は、既に契約を締結している場合であっても、支出負担行為が必要なときは、適切な時期に行うよう進捗管理を徹底する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>こととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額895,536円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>支出負担行為事務の適正化に向けた指導強化について</p> <p>平成31監査年度の定期の財務監査において、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が、令和元年7月末時点で70課等、379件(契約額等合計2,160,218,570円)認められた。</p> <p>支出負担行為は、予算執行の統制のための手続であり、委託料、工事請負費等の経費については、県の支出の原因となる契約を締結するときに行うこととされている手続であることから、支出負担行為の遅延は、予算執行の統制が不十分になるとともに、契約書の作成の遅延につながり、ひいては、契約書が作成されないまま契約の履行が進められることにつながるおそれがある。</p> <p>会計局では、平成31年3月に、「会計事務処理ミス重点対策要領」を作成し、支出負担行為の遅延等について、要因、対処方法等を周知したところであるが、支出負担行為を遅延して行っている担当課等が多数認められるため、今後も、各担当課等に対し、法令遵守の徹底と会計事務等の適正化を図らせるよう、引き続き指導を徹底されたい。(意見事項)</p>	<p>会計局では各種研修会の実施や平成31年3月に「会計事務処理ミス重点対策要領」を作成する等により、会計事務の適正化に努め、支出負担行為を適正な時期に行うことについても周知を図ってきたところである。</p> <p>今後は、これまでの取組に加え、全ての職員が庁内ホームページから閲覧可能な「会計事務の手引き」における支出負担行為に関する記載を改定し、同時に交流ネットで発信している「会計channel」も活用して、支出負担行為の適正な執行について意識向上を図る。</p> <p>会計局では今後も、様々な方法により各所属、職員への指導を徹底し、法令遵守の徹底と会計事務等の適正化に努める。</p>
<p>議 会 事 務 局</p> <p>議会事務局</p>	<p>令和元年 8月8日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされ</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約手続等の適正な執行と再発防止</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が14件（契約額合計 2,577,096円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>に努める。</p>
教育委員会			
企画管理室	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の広告掲載契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 16,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
福利課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 58,565円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
学校支援課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額等合計 53,058,132円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が4件、④3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち9件(契約額等合計 53,011,692円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
教職員課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額等合計 12,138,824円)認められた。その態様の内</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為及び契約書の作成を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>訳は、①支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（1,944,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは、支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 1,865,000円）では、それを行わないまま契約をしていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
学校教育課 生徒指導支援室	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が16件（契約額合計 31,536,576円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が3件（②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が13件となっ</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち13件（契約額合計 30,739,680円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
人権・地域教育課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 772,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為及び契約書の作成を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
保健体育課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 2,015,459円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>県立学校の健康診断業務委託に係る予算令達について</p> <p>保健体育課は各県立学校の平成30年度の健康診断業務委託に係る委託料の予算について44校（計 22,190,000円）に対し平成30年5月1日に令達しているが、県立学校で予算令達前に事業に着手していた事例が、監査で確認できた範囲では少なくとも13校37件の委託契約（契約額合計 4,455,111円）で認められた。</p> <p>各県立学校において適正に健康診断業務委託に係る事務を進めることができるよう、令達の時期等を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（意見事項）</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、予算令達前に事業を行う事がないよう、令達時期を見直し、適正に業務委託に係る事務を進めることができるよう努める。</p>
文化財保存課	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 11,780,047円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の6件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化財保存事務所	令和元年 8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等にあつては、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件(契約額合計 6,464,602円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が17件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が8件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>行政委員会 監査委員事務局</p>	<p>令和元年 8月19日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 44,280円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づく支出負担行為事務の適正な執行について、所属内で情報共有し、事務処理に関して再確認を行った。また、再発防止に向けて会計処理の進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うこととした。</p>
<p>警察本部 県警本部</p>	<p>令和元年 7月30日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 183,600円）認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 151,200円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの5件、県側損害額 374,420円）が認めら</p>	<p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成等の事務執行に当たっては、職員に対して関係法令や規則等を周知することで、再発防止を徹底するとともに、係内においてスケジュール管理と関係書類の複数人によるチェックを強化し、適正な事務処理に努める。</p> <p>県民の模範となるよう常に道路交通関係法令を遵守し、交通事故を未然に防止するため、各</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>れた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>種会議、専科教育、巡回指導を通じて、職員に対し具体的な指示指導を徹底した。</p> <p>引き続き、加害交通事故の発生原因の分析結果を踏まえ、要因や対象に応じた教育、講習、訓練等を徹底し、公用車事故の防止に努めていく。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>地域振興部</p> <p>檀原文化会館</p>	<p>平成31年 4月19日</p>	<p>現金出納簿の検査等の未実施について</p> <p>平成29年度の出納員及び分任出納員が備える現金出納簿について、所属長は、現金出納簿のチェックを全く行っていなかった。</p> <p>会館業務に携わる出納員及び分任出納員は、常時現金を取扱うことから、複数でのチェック体制を整備し適正な現金管理に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>平成30年度、31年度については、所属長の確認及び押印を行っている。</p> <p>現金の取扱いに関しては、常時複数人での入出金額及び現金出納簿の記載内容の確認を徹底するなどのチェック体制をとり、適正な現金管理に努める。</p>
<p>福祉医療部</p> <p>郡山保健所</p>	<p>令和元年 8月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計 571,128円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 483,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>指摘のあった契約のうち委託の平成31年度契約については、遅滞なく支出負担行為にて契約締結を行い、長期継続契約の使用料及び賃借料についても、遅滞なく平成31年度支出負担行為を行った。</p>
<p>吉野保健所</p>	<p>平成31年 4月19日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、事業の進捗管理を徹底するとともに、支出負担行為の遅延防止のため、複数名でのチ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の修繕工事契約について、支出負担行為を工事完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件(契約額 999,615円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>チェックを実施し、適正な事務執行と再発防止に努める。</p>
保健研究センター	平成31年 3月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 204,180円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 172,800円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、契約を締結するときには遅滞なく支出負担行為を行い、契約書を作成する場合も遅滞なく手続を進めることとする。執行に当たっては、契約事務のスケジュール管理を徹底し、また、チェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、契約事務の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>こども・女性局</p> <p>中央こども家庭相談センター</p>	<p>平成31年 4月10日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(支出負担行為額181,440円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>	<p>今後、支出負担行為の遅延が発生しないよう、全ての管理職、及び支出負担行為事務を行う者に対し、指摘事項の周知徹底を行った。</p> <p>また、委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、会計年度開始前に出納員(保護課長及び庶務係長)がリスト化を行い、当該会計年度の出納員に引き継ぎを行っている。その後、新たな契約を必要とする場合等は出納員がリストを更新し、常に支出負担行為の遅延が発生しないよう管理を行っている。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>野外活動センター</p>	<p>平成31年 4月18日</p>	<p>キャンプ補助員の採用に係る手続の不備について</p> <p>野外活動センターのキャンプ補助員の採用に当たっては、県の日日雇用職員取扱要領を準用し、所属長の決裁を経て主管課長宛てに採用協議を行い、主管課長の承認を得て採用することとなっているが、平成30年度のキャンプ補助員の採用について、これらの手続を経ずに勤務させ、その賃金を支出していた事例が6件(6人の延べ勤務日数45日、賃金額合計273,470円)認められた。</p> <p>また、日日雇用職員を採用する場合は、労働基準法第15条及び県の日日雇用職員取扱要領に基づいて、採用通知書兼採用条件承諾書を作成し、本人に交付することとされているが、監査実施(平成30年12月)までの間、これを作成していなかった。</p> <p>今後は、労働基準法第15条及び県の日日雇用職員取扱要領に基づき、キャンプ補助員の採用事務について、適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある執行体制の整備に取り組むべ</p>	<p>再発防止のため、関係法令及び規則等を周知徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、関係法令及び規則等に基づき、キャンプ補助員の採用事務の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>きである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 2,224,880円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の3件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>再発防止のため、関係規則等を周知徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、関係規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
消費生活センター	平成31年3月19日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は63,463円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約</p>	<p>郵便切手の保有残高が多額にならないよう、定期的に管理職員が使用状況及び保有残高を把握するとともに、郵便切手の購入に際しては、事業に応じた必要最小限の購入であることを確認することで、適正な予算執行を行っている。</p> <p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理や、管理職員によるチェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 77,760円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>景観・環境総合センター</p>	<p>平成31年 3月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が8件(契約額合計 2,180,994円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件(契約額合計 1,921,578円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延し</p>	<p>再発防止のため、指摘内容を所属職員に周知するとともに、「事務処理確認チェック表」を作成し事務処理の流れや必要書類の不備が起こらないようチェック体制を整備した。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>産業・雇用振興部</p> <p>競輪場</p>	<p>平成31年 4月24日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は165,126円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>賃貸借契約の手続の不備について</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、平成30年度の駐車場・場内用地の賃貸借契約14件（10箇所 契約額合計 26,284,247円）のうち、契約書を作成していないものが1件（駐車場用地 1箇所 契約額 1,127,205円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、すみやかに契約手続を進めるとともに、適正な事務の執行を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30</p>	<p>年度末の保有残高が多額にならないよう購入検討時に、残額や使用枚数の見込みを的確に把握し、切手の保有を必要最小限にするよう努めている。</p> <p>契約予定案件の一覧表を基に契約漏れがないよう複数の職員による確認を徹底する。</p>
		<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30</p>	<p>委託契約等の締結に当たっては、奈良県契約規則に基づき、すみやかに契約手続を進めるとともに、契約事務の年間スケジュールを作成し、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計 137,818,717円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 32,309,600円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記のうち6件(契約額合計 102,828,008円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組ま (注意事項)</p>	<p>ストにより進捗状況を的確に管理し、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行う。また、決裁過程における各段階で複数のチェックを行い、実効性のある内部統制を強化している。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいた処理を行っているか確認を徹底するとともに、各決裁過程において、チェック体制の一層の強化を図り、適正な事務の執行に努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p data-bbox="153 241 384 280">農 林 部</p> <p data-bbox="196 315 384 376">農業研究開発センター</p>	<p data-bbox="411 315 549 376">平成31年 4月24日</p>	<p data-bbox="603 315 874 344">負担金の誤払について</p> <p data-bbox="603 351 1027 591">平成30年度の負担金(土地改良区賦課金)について、相手方の請求に基づき上半期分の負担金額165,530円を支出すべきであるのに、1年間の負担金額331,050円を誤って支出し、後日その差額165,520円の返還を受けていた事例が認められた。</p> <p data-bbox="603 598 1027 770">今後は、負担金等の支出事務について、請求金額等の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p data-bbox="874 777 1007 806">(注意事項)</p> <p data-bbox="603 844 1027 904">契約保証金の受入事務の遅延について</p> <p data-bbox="603 911 1027 1330">奈良県契約規則第19条第1項ただし書き(契約保証金の全部又は一部の免除)に該当する場合を除き、契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならないとされているが、平成30年度の業務委託契約について、契約保証金の受入れが2か月以上遅延していた事例が1件(契約額523,800円に対する保証金52,380円)認められた。</p> <p data-bbox="603 1337 1027 1442">今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p data-bbox="874 1413 1007 1442">(注意事項)</p> <p data-bbox="603 1480 1027 1541">支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p data-bbox="603 1547 1027 2040">委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 2,169,286円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間</p>	<p data-bbox="1054 351 1437 629">指摘を受け、会計処理マニュアルの整備、会計処理説明会等を開催し、所属におけるチェック体制を強化したところである。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支払事務の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p data-bbox="1054 911 1437 1189">指摘を受け、会計処理マニュアルの整備、会計処理説明会等を開催し、所属におけるチェック体制を強化したところである。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支払事務の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p data-bbox="1054 1547 1437 1899">指摘を受け、会計処理のマニュアルの整備、会計処理説明会等を開催するとともに、事業の進捗管理を所内会議で行うこととし、所属におけるチェック体制を強化したところである。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支払事務の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計676,726円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件（契約額合計968,760円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
森林技術センター	平成31年4月12日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（支出負担行為額1,458,864円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>長期継続契約について、支出負担行為決議の作成遅延を防ぐため、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、決議書作成が必要となる要件を再確認し、決裁過程におけるチェック体制の見直し等、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>教 育 委 員 会</p> <p>奈良朱雀高等学校</p>	平成31年4月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 3,272,840円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 2,490,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>計規則、奈良県契約規則等を遵担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、職員の知識、技能を高める研鑽を実施し、決裁過程におけるチェック体制の強化に取り組む。</p>
山辺高等学校	平成31年 4月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 1,209,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
高田高等学校	平成31年 4月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が20件（契約額合計 26,943,462円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が7件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が13件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち17件（契約額合計 24,364,692円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備</p>	耐震工事等の契約関連事務において、今後は進捗状況を把握しながら、事務手続に遅れが生じないように、細心の注意を払っていく。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>工事の不適切な分割発注について 工事請負契約において、密接に関連し一体的発注が妥当と考えられる工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる場合の上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っている案件が6件(契約額合計14,051,340円)認められた。 今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分な調査、検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>工事発注について、本課担当者と連携を密にして奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守して契約発注を行い、契約内容についても会計関係事務職員で確認を行う。</p> <p>今後は、職員の知識、技能を高める研鑽を実施し、決裁過程におけるチェック体制の強化に取り組む。</p>
奈良情報商業高等学校	平成31年4月17日	<p>行政財産使用料等の調定漏れ及び調定事務の遅延について 平成30年度の調定事務について、行政財産使用料の調定漏れの事例が2件(合計10,500円)、高等学校授業料の調定が2か月以上遅延していた事例が1件(第1期9名分445,500円)認められた。 今後は、行政財産使用料条例、奈良県立学校における授業料等に関する条例、奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図られたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>調定漏れについて、今後は、行政財産使用許可内容を十分把握して、適正に事務を行う。また、調定事務の遅延について、再発防止のため複数職員によるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 556,302円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の2件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の2件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>守し、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
青翔高等学校	平成31年 4月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 80,897円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良北高等学校	平成31年 4月10日	<p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているのに、平成28年11月から平成30年10月まで24か月にわたり、この月例検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>委託料の誤払について</p> <p>平成30年度の業務委託契約1件(契約額 3,348,000円)について、受託者の請求に基づき1か月分の委託料279,000円を支払うべきところ、契約金額の全額3,348,000円を誤って支払い、後日その差額3,069,000円の返還を受けていた。</p> <p>今後は、委託料等の支出事務において、請求金額等の確認を徹底するとともに、決裁過程における内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 538,392円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>今後は、毎月末日に月例検査を行うとともに、担当職員に対して、研修を実施することで適正な事務執行に努める。</p> <p>今後は、請求内容を確認の上、適正に事務を行う。また、再発防止のために複数職員によるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、契約事務、支出事務、現金出納事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が求められる。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、職員の知識、技能を高める研鑽を実施し、決裁過程におけるチェック体制の強化に取り組む。</p>
磯城野高等学校	平成31年 4月17日	<p>収入証紙収納簿の記載誤りについて</p> <p>証紙収入については、交付手数料を除き、申請書を受領した日に消印を行い、消印日を収入証紙収納簿の収納月日に記載することとされているが、平成30年度の証明事務手数料について、証明書交付日を収入証紙収納簿に記載していた。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>資金前渡職員の異動に係る資金前渡の精算手続の不備について</p> <p>資金の前渡を受けたものは、異動があったときは、直ちに前渡資金に係る経費について精算書を作成し、支出命令者に提出して精算しなければならないとされているが、平成30年4月1日の資金前渡職員の異動の際、平成29年度の資金前渡支出について直ちに精算が行われていなかった事例が5件（計91,740円）認められた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき、申請書を受領した日に消印を行い、消印日を証紙収納簿に収納月日として記載するよう改善した。</p> <p>今後は、奈良県収入証紙条例及び関係規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>資金前渡の事務処理について改めて注意喚起を行い、前渡資金の速やかな精算、複数人によるチェックを行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件（契約額合計 955,742円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち5件（契約額合計 919,742円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち1件（契約額 36,000円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用後その使用状況を所属長に報告することとされているが、平成30年度分（使用回数 2台分計285回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>自動車使用伺兼使用報告書による、所属長の使用承認及び所属長への使用報告について、職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適正な事務執行に努める。</p>
大和広陵高等学校	平成31年 4月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（契約額合計 498,400円）認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の5件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の5件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>い、適切な事務の執行と再発防止に努める。</p>
大淀高等学校	平成31年 4月19日	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>平成30年度の高等学校授業料について、調定手続が調定すべき日から1か月以上遅延していた事例が2件（第1期分10名分、第2期分5名分 調定額合計 693,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図られたい。(注意事項)</p> <p>赴任旅費の過年度支出について</p> <p>平成28年度の赴任旅費（1件 83,960円）の支給について、赴任した職員から支給に必要な書類が提出されたのに、旅費担当職員が旅費システムによる手続を行わなかったことなどにより、赴任した日から1年11か月を超えて支払が遅延し、過年度支出となっていた。</p> <p>会計年度について、地方自治法第208条第2項において「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない」と規定し、いわゆる会計年度独立の原則を定めてい</p>	<p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、再発防止のため複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図る。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>る。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努めるとともに、複数職員による確認を十分に行うなど、内部のチェック体制の整備等を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 646,320円)認められた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち3件(契約額合計 349,320円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の3件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
十津川高等学校	令和元年 8月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 2,130,748円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が4</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 2,100,378円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額合計 73,374円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係法令に定める予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収入事務や支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>今後、事務の執行に当たっては、関係法令や規則等の確認を徹底するとともに、決裁過程において、複数職員によるチェック体制の強化等により、事務処理の適正化を図る。</p>
奈良西養護学校	平成31年4月24日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 1,092,85</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>8円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額599,400円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち3件(契約額合計139,058円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">(指摘事項)</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物収集運搬・処分業務については、長期継続契約が認められておらず会計年度ごとに契約の締結及び契約書の作成を行わなければならない業務である。しかし、平成26年度に、会計年度を超えた1年間を有効期間とするとともに自動更新条項(有効期間満了の1か月前までに契約者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り同一条件で契約が更新されたものとし、その後も同様とする旨の規定)を盛り込んだ業務委託契約を締結し、平成27年度から平成30年度までの間に、入札や見積競争を行わず上記の自動更新条項に基づいて上記の契約を継続したこととし、会計年</p>	<p>今後は、年度毎に見積競争を実施した上で委託業者の選定を行い、契約についても毎年度交わすこととする。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>度ごとに契約の締結及び契約書の作成を行っていなかった。(平成30年度の契約額 54,000円)</p> <p>今後は、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」、同施行規則等に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	
二階堂養護学校	平成31年3月20日	<p>通勤手当の誤支給について</p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため過払となっている事例が1件(過支給額15,000円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が20件(契約額合計 28,843,596円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後又は業務完了後に行っていた事例が6件(②うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、③1か月以上3か月未満の事例が14件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち14件(契約額合計 27,851,296円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅</p>	<p>手当の認定に当たって、通勤手当に関する規則に基づき、道路の新設や閉鎖がないか、同一方面からの通勤者の認定経路との整合性などに注意しつつ、最新の道路事情に応じた適正な認定を行い、誤支給の再発防止に努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、職員の知識、技能を高める研鑽を実施し、決裁過程におけるチェック体制の強化に取り組む。</p>
<p>警 察 本 部</p> <p>高田警察署</p>	<p>平成31年 3月8日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 98,388円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>備品購入契約事務に係る支出負担行為について、奈良県会計規則等に基づき迅速かつ、適正に行うよう指導を徹底した。</p> <p>また、決裁過程における内部統制を強化し、各決裁者によるチェック機能を十分に働かせることにより、同種事案の再発防止に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
ムジークフェスト なら実行委員会 (文化振興課)	平成31年 4月18日	<p>会計処理における証拠書類の不備について</p> <p>ムジークフェストなら実行委員会財務規程により、収入の調定には、収入額を明らかにする資料を添付することとされているが、平成29年1月から12月までの収入調定票(38件)について、収入額(合計 173,829,121円)を明らかにする資料が添付されていなかった。</p> <p>今後は、実行委員会財務規程に基づき、会計処理について適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>ムジークフェストなら2015における決算書の誤り等について</p> <p>ムジークフェストなら2015において、前年度繰越金、事業収入、協賛金、諸収入、旅費等の事業費及び次年度繰越金の額を誤って計上して決算書を作成していた。</p> <p>また、作成した上記の決算書について、ムジークフェストなら実行委員会財務規程により決算において付すこととされている監事の監査に付さないまま、総会に諮り、承認を得るなどして、決算を適切に行っていない。</p> <p>今後は、適正な会計事務を行うとともに、実行委員会財務規程に基づき、適正に事務手続を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>ムジークフェストなら実行委員会の収入の調定に係る事務処理について、別に管理していた根拠書類を収入調定票に添付し、編綴しなおした。平成30年度以降については、起票時に根拠資料の添付を行うとともに、実行委員会事務局内において、起票者と、別の職員によるダブルチェックを行うこととした。</p> <p>誤りのあった決算書について、関係書類を精査し、入出金の事実を確認した上で、歳入及び歳出の金額をそれぞれ修正した決算書を作成し、平成30年9月に実行委員会の現監事に対して、また、同年10月に各実行委員に対して、一連の経緯及び修正後の決算額を報告した。</p> <p>なお、ムジークフェストなら2016(平成28年度)以降については、実行委員会事務局内において、収入及び支出に係る事務処理の際、起票者と、別の職員によるダブルチェックを行っている。また、出納の月次確認を行うとともに、実行委員会財務規程を遵守し、決算書作成後の実行委員会監事による監査や総会への報告についても漏れがないよう、事務局内部で職員相互のダブルチェックを行っている。</p>